

委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）に係る最低制限価格制度において、最低制限価格の設定率の変更を行います。

（目的）

松山市公営企業局の発注する委託業務(建設工事に係る業務委託を除く。)の適正な履行の確保や安値受注の防止等を図るため。

（内容）

1. 委託業務（建設工事に係る業務委託を除く。）のうち、平成26年度から次のとおり設定率の変更を行います。

（平成25年度）

（平成26年度）

予定価格の10分の6（1円未満は切り上げ）

予定価格の10分の7（1円未満は切り上げ）

2. 最低制限価格の設定率の変更は最低制限価格を適用している対象業務すべてになります。

対象業務：清掃業務、警備業務（機械警備を除く。）、衛生管理業務

3. 最低制限価格制度の対象となる案件には、入札通知書に最低制限価格の設定がある旨の記載をします。

4. 最低制限価格制度が適用されている入札において、入札金額が最低制限価格未満の場合は、失格となります。

(実施時期)

平成 26 年度の予算に係る入札案件から適用します。